

別表2

理事会決議事項

内容		根拠(社会福祉法・定款)		議決数	
				過半数	三分の二
法人運営に関わる事項	法人の業務執行の決定 理事長の専決事項(受任事務を含む)は、理事会報告事項であり除外	第45条の13第2項第1号 定款第25条	【法】社会福祉法人の業務執行の決定 【定款】(権限) 定款第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。	○	
	評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定	第45条の9第10項の準用 一般法人法第181条	【一般】第181条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。 1 評議員会の日時及び場所 2 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 3 前2号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項	○	
	評議員会の招集	定款第12条	【定款】(招集)第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。	○	
	定款施行細則の決定	定款第42条	【定款】(施行細則)第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。	○	
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	第45条の13第4項第4号	【法】従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	○	
	内部管理体制の整備	第45条の13第4項第5号	【法】理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備	○	
	競争及び利益相反取引の制限	第45条の16準用 一般法人法第84条第1項	【一般】第84条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会(理事会)において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。	○	
臨機の措置	定款第36条	【定款】(臨機の措置)第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。		○ (理事総数の三分の二)	
役員等に関する事項	理事長および常務理事の選定・解職	第45条の13第2項第3号 定款第25条	【法】理事長及び業務執行理事の選定及び解職	○	
	重要な役割を担う職員の選任および解任	第45条の13第4項第3号 定款第23条	【法】重要な役割を担う職員の選任及び解任：定款細則第32条別表2規定は、「亀山苑苑長及びグリーンライフ川内施設長(法人本部の本部長を兼ねる)」とする。	○	
財務・計画・報告に関する事項	重要な財産の処分および譲受け	第45条の13第4項第1号	【法】重要な財産の処分及び譲受け 可愛会：評価額5000万円を超える場合	○	
	多額の借財	第45条の13第4項第2号	【法】多額の借財 可愛会：金融機関等からの借入額が5000万円を超える場合。(ただし、法人内の事業所間借入は除く。)	○	
	事業計画書および収支予算書の承認	定款第32条	【定款】(事業計画及び収支予算)第32条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。	○	
	事業報告及び決算の承認	第45条の28第3項 定款第33条	【法】3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。 【定款】(事業報告及び決算)第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告(2) 事業報告の附属明細書(3) 貸借対照表(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書(6) 財産目録	○	
	基本財産の処分	定款第30条	【定款】(基本財産の処分)第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、薩摩川内市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、薩摩川内市長の承認は必要としない。	○	
	会計処理の基準	定款第35条	【定款】(会計処理の基準)第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。	○	

内容		根拠(社会福祉法・定款)		議決数	
				過半数	三分の二
その他	社会福祉法第45条の20第4項に規定する責任の一部免除	第45条の20準用 一般法人法第114条	【一般】第114条 第112条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人は、第111条第1項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事の過半数の同意によって免除することができる旨を定款で定めることができる。【定款】(役員等の責任の免除)定款第22条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について・・・・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。	○	
	公益事業の運営に関する事項	定款第37条	【定款】第7章 公益を目的とする事業(種別) 第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。以下事業名は省略 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。		○ (理事総数の3分の2)
	その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項			○	